

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

令和7年度 第6回理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた日

令和8年1月26日（月曜日）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 寺崎久明

3 議事録の作成に係る職務を行った者

理事長 寺崎久明

4 役員数

理事 8名

監事 2名

5 理事会の決議の目的である事項

第1号議案 評議員会の決議の省略及び目的である事項の決定について

(1) 評議員会の決議の省略についての決定をすること。

評議員会の決議について、決議の省略の方法により行うこと。

(2) 代表理事及び業務執行理事の報酬額を以下のとおり改定する。

代表理事 : 15,200,000円（上限額）

業務執行理事 : 12,650,000円（上限額）

規程の定期用 : 令和7年4月1日（遡及適用）

6 概要

令和8年1月19日、理事長 寺崎久明 が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、令和8年1月26日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議が無いとの意思表示を得たので、定款第46条の決議の省略の方法により、当該提案を可決承認する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするために、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和8年1月26日

理事長 寺崎久明